

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 府立学校の配置及び通学区域（第二条）
第三章 府立学校の設置（第三条・第四条）
第四章 府立学校の運営（第五条—第十二条）
第五章 教職員
第一節 校長の人事（第十三条・第十四条）
第二節 教職員の人事（第十五条—第十八条）
第三節 職員の定数（第十九条）
第六章 入学検定料等（第二十条—第二十五条）
第七章 雑則（第二十六条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、大阪府立高等学校（以下「高等学校」という。）及び大阪府立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）（以下これらを「府立学校」という。）の配置及び通学区域、運営並びに教職員の人事に関する基本的な事項を定めることにより、府立学校の効果的かつ効率的な学校運営を行い、もって、府民の信頼に応える学校づくりに資することを目的とする。

第二章 府立学校の配置及び通学区域

（府立学校の配置及び通学区域）

第二条 府立学校は、教育の普及及び機会均等に配慮しつつ、将来の幼児、児童及び生徒の数、志願の動向、当該府立学校の特色、当該府立学校が所在する地域の特性その他の事情を総合的に勘案し、効果的かつ効率的な配置となるよう努めるものとする。

2 高等学校の通学区域については、中学校、高等学校に在籍する生徒及びその保護者等の意見を聴き、設定の見直しについて総合的に判断するものとする。

第三章 府立学校の設置

（高等学校の設置）

第三条 高等学校を別表第一のとおり設置する。

（特別支援学校の設置）

第四条 特別支援学校を別表第二のとおり設置する。

第四章 府立学校の運営

(学校運営に関する指針)

第五条 大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）は、基本計画（大阪府教育行政基本条例（平成二十四年大阪府条例第 号）第三条に規定する基本計画をいう。）を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定め、府立学校に対し、これに基づいて学校の運営を行うよう指示するものとする。

(校長の学校運営責任)

第六条 府立学校の校長（以下「校長」という。）は、当該府立学校の運営に関する責任を有し、最終的な意思決定を行う。

(学校経営計画)

第七条 校長は、基本計画及び第五条の指針を踏まえ、当該府立学校の実情に応じ、当該府立学校における経営の視点を取り入れた運営の計画（以下「学校経営計画」という。）を定めるものとする。

2 学校経営計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該府立学校の教育目標
- 二 前号に掲げる教育目標を達成するための取組方策
- 三 前二号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

3 校長は、学校経営計画を定めるに当たっては、あらかじめ学校協議会（第十二条に規定する学校協議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

4 委員会は、校長が学校経営計画を定める場合には、必要な支援を行うものとする。

(学校運営のための経費の確保)

第八条 校長は、学校経営計画に定めた教育目標を達成するため、委員会に対し、これに必要となる経費を要求するものとする。

2 委員会は、前項の規定による要求に基づき、必要となる経費を確保するよう努めるものとする。

(地域住民等との連携協力及び学校運営への参加の促進)

第九条 府立学校は、保護者及び地域住民その他の関係者に対し、当該府立学校の運営に関する状況を説明する責任を果たすとともに、これらの者との連携及び協力並びにこれらの者の当該府立学校の運営への参加の促進に資するため、当該府立学校の授業の内容、学校評価（次条第一項に規定する学校評価をいう。）、教育活動その他の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 校長は、府立学校の運営に当たっては、当該府立学校の所在する地域の住民、当該府立学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者の意向を積極的に把握し、当該意向を適切に反映するよう努めなければならない。

(学校評価)

第十条 学校評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十二条及び第八十二条において準用する同法第四十二条の評価をいう。以下同じ。）は、当該府立学校の学校経営計画に定めた教育目標の達成状況について、行わなければならない。

- 2 校長は、学校評価に当たっては、保護者等による学校運営に関する評価及び生徒又は保護者による評価を含めた授業に関する評価を踏まえるとともに、学校協議会の意見を斟酌して行うものとする。

(学校運営の改善)

第十一条 校長は、学校評価の結果に基づき、次期の学校経営計画の改善を行う等所要の措置を講ずるものとする。

(学校協議会)

第十二条 保護者及び地域住民その他の関係者との連携及び協力並びにこれらの者の意向の把握及び当該意向の学校の運営への反映のため、府立学校ごとに、府立学校の運営に関する協議会（以下「学校協議会」という。）を置く。

- 2 学校協議会の委員は、当該府立学校の所在する地域の住民、当該府立学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者について、校長の意見を聴いて委員会が任命する。
- 3 学校協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
 - 一 学校経営計画に関する事項
 - 二 学校評価に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項
- 4 この条例に規定するもののほか、学校協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第五章 教職員

第一節 校長の人事

(校長の任期を定めた採用)

第十三条 委員会は、校長の任用に当たり、学校教育に関する熱意、識見並びに組織マネジメント及び人材育成に関する能力を有する人材の登用を行うため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）の規定に基づく任期を定めた採用の拡大を図るものとする。

(校長の任用及び勤務成績の評定)

第十四条 委員会は、校長の任用及び勤務成績の評定に当たり、当該府立学校の学校評価を斟酌して行うものとする。

第二節 教職員の人事

（教員の研究と修養）

第十五条 教員は、教育活動に当たり、地域住民及び保護者のニーズをくみ取りつつ、幼児、児童又は生徒に将来にわたって必要な力を育んでいけるよう、絶えず研究と修養に努めなければならない。

（校長の人事に関する意見の尊重）

第十六条 委員会は、地方教育行政法第三十六条の規定により校長が申し出た意見を尊重しなければならない。

（教員の勤務成績の評定）

第十七条 校長は、教員の勤務成績の評定に当たり、生徒又は保護者による評価を含めた授業に関する評価を斟酌して行うものとする。

（指導が不適切な教員に対する厳正な措置）

第十八条 委員会は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図る措置を講じた後においても、なお幼児、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。

第三節 職員の定数

（職員の定数）

第十九条 高等学校及び特別支援学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- 一 高等学校 人
- 二 特別支援学校 人

第六章 入学検定料等

（入学検定料及び入学料）

第二十条 高等学校に入学しようとする者は入学検定料を、高等学校に入学を許可された者は入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学検定料及び入学料の額は、次の表のとおりとする。

区分			入学検定料	入学料
全日制の課程			円 二、二〇〇	円 五、五〇〇
定時制 の課程	昼間においてのみ授業を行う課程		二、二〇〇	五、五〇〇
	昼間及び夜間	昼間において授業を行う課程（以下「昼間課程」という。）に在籍	二、二〇〇	五、五〇〇

	において授業を行う課程	する場合（当該課程の単位の修得と併せて夜間において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）の単位を修得する場合を含む。）		
		夜間課程に在籍する場合（当該課程の単位の修得と併せて昼間課程の単位を修得する場合を含む。）	九五〇	二、一〇〇
	夜間においてのみ授業を行う課程		九五〇	二、一〇〇
通信制の課程			八〇〇	五〇〇

（聴講料）

第二十一条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程における講座の聴講を許可された者は、聴講料を納付しなければならない。

- 2 前項の聴講料の額は、一講座につき、定時制の課程にあっては六千五百円、通信制の課程にあっては三千三百円とする。

（受講料）

第二十二条 高等学校の通信制の課程における科目等の受講を許可された者は、受講料を納付しなければならない。

- 2 前項の受講料の額は、一科目等（分割受講することとされている科目等にあつては、各分割されたものを一科目等とみなす。）につき千三百円とする。

（手数料）

第二十三条 卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書の交付を受けようとする者（在学する者を除く。）は、手数料を納付しなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、一通につき四百円とする。

（還付）

第二十四条 既納の入学検定料、入学料、聴講料、受講料及び手数料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（減免）

第二十五条 入学検定料及び入学料は、特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

第七章 雑則

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、府立学校に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(通学区域の設定の見直しの時期)

2 第二条第二項の通学区域の設定の見直しは、この条例の施行後おおむね二年以内を目途に判断するものとする。

(大阪府立高等学校等条例の廃止)

3 大阪府立高等学校等条例（昭和二十三年大阪府条例第九十八号）は、廃止する。

別表第一（第三条関係）

--

別表第二（第四条関係）

--